常　任　委　員　会　報　告　書

民生文教常任委員会より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和８年９月８日

七飯町議会議長　木　下　　敏

委員会報告第１５号

民　生　文　教　常　任　委　員　会　報　告　書

令和８年６月２２日第２回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和　８　年　８　月２６日

七飯町議会議長　　木　下　　敏　　様

民生文教常任委員会
委員長　　平　松　俊　一

記

１．事件名
議案第２５号　七飯町学校給食費条例の制定について

２．審査の経過
令和８年７月１日、２９日、８月２６日の３日間、委員会を開催し、学校給食センター長の出席を求めて審査を行った。

３．決定及び理由
（１）決　　定
原案可決

（２）理　　由

当委員会に付託された「七飯町学校給食費条例（以下「条例」という。）」は、現在、保護者から徴収した学校給食費を学校給食センターが管理する私会計方式で運営しているが、令和９年４月から公会計へ移行するため、会計処理の透明性及び公金としての適正な管理を目的として必要な事項を定める条例を制定するものである。

条例は６条の構成となっており、その概要は次のとおりである。

第１条　趣旨　では、この条例は学校給食法第４条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めることを規定している。

第２条　定義　では、この条例で掲げる用語の意義について規定している。

第３条　学校給食費の実施　では、学校給食を実施する対象について規定している。

第４条　学校給食費の徴収　では、学校給食費を徴収する者について規定している。

第５条　学校給食費の減免　では、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができると規定している。

第６条　委任　では、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることについて規定している。

附則には、施行期日を令和９年４月１日からとしている。

委員より、公会計移行後の食材費購入方法について及び公会計移行前に未納がある保護者への対応について質疑があり、町より、食材費購入方法については七飯町財務会計規則に則り対応する。また、未納がある保護者については学校給食センターが引き続き対応すると答弁があった。また、令和９年４月１日から施行予定である「七飯町学校給食費条例施行規則」の内容を確認した。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を精査したところ、七飯町学校給食費条例の制定については、令和９年４月から公会計に移行するため必要な事項を定める条例を制定するものであり、このことを踏まえ採決の結果、出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。